（注１）　議決権の総数に対する議決権の比率が100分の１以上の者（株式会社にあつては株主、その他の法人又は団体にあつては当該法人又は団体の意思決定機関において議案に対する意思表示を行う権利を有する構成員（以下この別表において「社員又は理事等」という。））について記載すること。ただし、定款に別段の定めがある場合は、その定めによる比率を記載し、定款を提出すること。

（注２）　設立中の法人又は団体にあつては、(注１）によるほか、発起人全員について記載すること。

（注３）　増資その他の理由により、将来において議決権の総数に対する議決権の比率が100分の１以上となる予定がある場合は、それについて併せて記載すること。

（注４）　法人又は団体にあつては、名称に代表者の氏名を付記すること。

（注５）　住所の欄は、都道府県市区町村を記載すること。この場合において、法人又は団体にあつては、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。

（注６）　職業の欄は、法人又は団体にあつては「何事業」、個人にあつては「何㈱㈹専務（常）」、「雑貨商店主」のように記載すること。この場合において、法人又は団体の代表権を有する役員については役名の前に「㈹」の文字を、常勤の役員については役名の後に「(常)」の文字を付記すること。

（注７）　備考の欄は、次の事項を記載すること。

㈠　出資が株式の引受け以外の形態をとるときは、出資金、寄付金等の出資の種類

㈡　発起人又は発起人代表であるときはその旨

㈢　日本の国籍を有しない人又は外国の法人若しくは団体であるときはその旨

㈣　出資の予定のものについてはその旨

ウ　外資議決権比率に関する事項

㈠　申請者が上場会社等以外である場合

区　分	氏名又は名称	住所(A)	法人番号(B)	株式数(株)(C)	議決権の数(個)(D)	(D)／議決権の総数(%)(E)	日本の国籍の確認方法	備考
日本の国籍を有する者(F)			＼					
日本法人(G)							＼	
合　計	＼	＼	＼				＼	＼

（注１）　上場会社等とは、金融商品取引所（金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所をいう。）に上場されている株式又はこれに準ずるものとして放送法施行規則第128条で定める株式を発行している会社をいう（㈠において同じ。）。